

公募施設名 霧島緑の村

担当課 霧島総合支所 市民生活課

質問に対する回答

質問事項等		回答内容
1	【資料名・該当箇所】 【質問事項】 施設利用者がいない場合は午後5時に閉館ということですが、いつまでの予約で判断してシフトを組めば良いですか。	原則は使用希望日の少なくとも10日前までに、使用許可申請を出していただくようになっていますが、指定管理者の裁量で直前の予約でも受け付けを可能とする運用もできます。 なお、従業員の雇用・配置についても指定管理者の裁量となりますので、利用者がいない場合にも必ず午後5時で閉館しないといけないということではありません。
2	【資料名・該当箇所】 募集要項1ページ・基準価格内訳書 【質問事項】 募集要項1ページの(6)施設の利用実績の利用料金と、基準価格内訳書の歳入欄の利用料金収入とで金額の差があるのは、自主事業運営の際に出た差と考えてよろしいでしょうか。	自主事業運営の際に出た差ではありません。 募集要項1ページの利用料金は、霧島緑の村における過去3ヵ年の実績(施設利用収入)であり、自主事業での収入は含まれておりません。 また、基準価格内訳書の利用料金収入は、今回の霧島緑の村指定管理者公募において、過去の施設利用状況等を勘案して算出した基準額となります。こちらも自主事業における収入見込は含まれておりません。
3	【資料名・該当箇所】 【質問事項】 今年度までの自主事業の予算書、決算書を見ることはできますか。	自主事業の予算書や決算書には、現指定管理者の企業としてのノウハウが含まれていますので公開はできません。
4	【資料名・該当箇所】 【質問事項】 立ち寄り湯としての許可が通れば立ち寄り湯としての運営も視野に入れていいでしょうか。	霧島緑の村の温泉棟は、施設利用者に限っての使用を認めています。 立ち寄り湯としての基準を満たすためには、温泉棟の改修や増築が必要となります。 また、使用湯量については、現時点でも温泉供給先との契約により一定の制限がされており、増加しますと温泉供給先へ支払う温泉使用料の大幅な増加も見込まれることから、立ち寄り湯の運営を行うことは困難であると思われます。